

議第 120 号

下呂市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例について

下呂市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 5 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市ふるさと寄附条例に掲げる寄附金の対象事業を寄附者にとってわかりやすくするため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例

下呂市ふるさと寄附条例（平成20年下呂市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(対象事業)</p> <p>第2条 この条例に基づく寄附金（以下「寄附金」という。）を財源として実施する事業は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>消防、防災、交通安全、環境に関する事業</u></p> <p>(2) <u>こども、子育て、福祉、健康、医療に関する事業</u></p> <p>(3) <u>まちづくり、市民活動、定住促進、地域振興に関する事業</u></p> <p>(4) <u>観光・商工・農林業振興に関する事業</u></p> <p>(5) <u>教育、生涯学習、スポーツ、文化振興に関する事業</u></p> <p>(6) (略)</p>	<p>(対象事業)</p> <p>第2条 この条例に基づく寄附金（以下「寄附金」という。）を財源として実施する事業は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>「尊い命と暮らしを守ります」あんきなふるさと応援事業</u></p> <p>(2) <u>「ありがとうみんなが幸せ」あったかふるさと応援事業</u></p> <p>(3) <u>「あふれる笑顔をいつまでも」健やかふるさと応援事業</u></p> <p>(4) <u>「未来へつなげ下呂のめぐみ」元気なふるさと応援事業</u></p> <p>(5) <u>「夢へと羽ばたけ」いきいきげろっ子応援事業</u></p> <p>(6) <u>「自然の恵みをとどけます」水のふるさと応援事業</u></p> <p>(7) (略)</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

下呂市ふるさと寄附条例に掲げる寄附金の対象事業を寄附者にとってわかりやすくするため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 対象事業を方言やキャッチコピーのような表記から、使途をイメージしやすい事業の表記に改めます。

(第2条関係)

(2) この条例は、令和6年4月1日から施行します。

(附則関係)

